

今月のテーマ

障害児学校の設置基準 の現状と課題

■障害児学校だけじゃない 設置基準

学校教育法第3条において、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と規定され、すべての学校に設置基準が定められています。例えば、小学校設置基準には小学校の編制、施設、設備等の最低基準が明記され、校舎や運動場の面積について、児童数に応じた基準が表記されています。

しかし、障害児学校だけに設置基準が定められておらず、在籍児童・生徒数の増加に見合う学校建設が行われず、障害児学校の過大・過密が放置され続けています。

この背景に、すべての子どもたち一人ひとりを限りなく成長・発達していく主体として育てていくという観点をもたない政府の姿勢があります。内閣の諮問機関「教育再生実行会議」第33回会議（2015年12月）では「特別支援学校・学級は一人年間787万円かかり、小学校の8・7倍、中学校の7・5倍になっている。教員一人当たりの生徒数は、支援学校1・7人、学級3・3人で、予算の使い方として検証の余地がある」などの意見が交わされ、財政負担の観点からさらに障害児教育を切り捨てようとしています。

■競争主義・能力主義が 子どもたちを追い込む

長年にわたる自民党政治がすす

めてきた競争と管理の教育政策が子どもたちを苦しめています。学習指導要領のさらなる徹底を一つの目的に強行されている全国いっせい学力テストや地方教育行政の実施する学力テストが、子どもたちをさらに追いつめる役割を果たしています。また、競争を強め、管理を徹底する教育は、ゼロトランスなどによって子どもたちをいっそう苦しめています。

こうした教育全体の現実のなかで、障害のある子どもたちはさらに厳しい状況に追い込まれています。障害児学級・学校在籍者増加の背景として、特別な場で教育を受けることへの理解が進んできたことと同時に、一定の配慮や学級集団づくりのなかで、通常学級での生活や学習が保障されてきた発達障害などのある子どもたちが、厳しい競争主義、能力主義のなかで教室に居場所を失っている現実があることも否定できません。

日本の教育の現状は、まさにインクルーシブの対極にあるエクスクルーシブな状態であると言えるのではないかと思います。

■必要面積の3分の2しか 充足していない現実

文科省大臣官房文教施設企画部

	2006 年在籍数	2015 年在籍数	10 年間増率
小学校通常学級在籍者	718 万 7417 人	654 万 3104 人	0.91 倍
中学校通常学級在籍者	360 万 1507 人	346 万 5215 人	0.96 倍
高等学校在籍者（全定通）	367 万 7020 人	349 万 9507 人	0.95 倍
特別支援学級在籍者	10 万 4544 人	20 万 1493 人	1.93 倍
通級指導教室利用者	小学校 3 万 9764 人	8 万 768 人	2.03 倍
	中学校 1684 人	9502 人	5.64 倍
特別支援学校在籍者	10 万 4592 人	13 万 7894 人	1.32 倍

▲増加する特別支援学級（小中学校）・通級指導教室（小中学校）
特別支援学校（小中高学部）在籍数

		単位：千㎡					
		小学校	中学校	高校	特別支援学校	幼稚園	合計
2005	必要面積	107798	57766	55540	8680	3855	233639
	保有面積	102828	60824	45881	5695	3583	218811
	充足率	95.4%	105.3%	82.6%	65.6%	92.9%	93.7%
2006	必要面積	107283	57360	53496	8753	3801	230693
	保有面積	102788	60897	45608	5786	3565	218644
	充足率	95.8%	106.2%	85.3%	66.1%	93.8%	94.8%
2007	必要面積	106753	57446	54596	8866	3739	231400
	保有面積	102733	60893	46065	5855	3541	219087
	充足率	96.2%	106.0%	84.4%	66.0%	94.7%	94.7%
2008	必要面積	106316	57471	53616	9007	3644	230054
	保有面積	102660	60921	45747	5926	3513	218767
	充足率	96.6%	106.0%	85.3%	65.8%	96.4%	95.1%
2009	必要面積	105667	57202	52572	9202	3358	228001
	保有面積	102507	60884	45452	6047	3480	218370
	充足率	97.0%	106.4%	86.5%	65.7%	103.6%	95.8%
2010	必要面積	104910	56856	52497	9547	3493	227303
	保有面積	102412	60907	45172	6162	3464	218117
	充足率	97.6%	107.1%	86.0%	64.5%	99.2%	96.0%
2011	必要面積	98571	53531	48629	9062	3156	212949
	保有面積	96482	57360	41990	6003	3217	205052
	充足率	97.9%	107.2%	86.3%	66.2%	101.9%	96.3%
2012	必要面積	103265	56452	49641	9724	3374	222456
	保有面積	101581	60656	44431	6388	3390	216446
	充足率	98.4%	107.4%	89.5%	65.7%	100.5%	97.3%
2013	必要面積	100942	55994	50837	9920	3311	221004
	保有面積	100980	60457	44177	6637	3365	215616
	充足率	100.0%	108.0%	86.9%	66.9%	101.6%	97.6%
2014	必要面積	100131	55821	50902	10151	3229	220234
	保有面積	100702	60416	44056	6766	3342	215282
	充足率	100.6%	108.2%	86.6%	66.7%	103.5%	97.8%
2015	必要面積	99486	55583	50475	10238	3253	219035
	保有面積	100398	60261	43880	6916	3448	214903
	充足率	100.9%	108.4%	86.9%	67.6%	106.0%	98.1%

▶学校種別必要面積（保有面積・充足率の経年変化）
（文科省公立学校施設実態調査報告より作成）

ださいと、保護者から訴えられた」「体育館を学年、学級が複数で使うので『できるだけ体を動かさない体育』をやっている」「音楽室もないので『なるべく音を出さない音楽』を教室で行っている」等々、もはや人権侵害です。

■策定できない理由は 「柔軟な対応」？

障害児学校の設置基準策定を求め、全国の保護者と教職員が力を合わせてとりくんできた「障害児学校の『設置基準』策定を求める請願署名」は今年度で5年目を迎えました。昨年10月、臨時国会に6万4729筆を提出し、紹介議員として3党3会派・無所属の56

人が受諾しています。保護者も参加して文科省への要請も行い、障害児学校の過大・過密解消に向けて設置基準策定を強く求めました。様々な障害と実態の違う子どもたちに対して「設置基準を策定することで柔軟な対応ができなくなる」という文科省の答弁に、保護者と教員から子どもと学校の実情を踏まえた厳しい意見が相次ぎました。「最低の基準

をつくったうえで、柔軟な対応ができるようにさらに条件を整備していくのが行政の責任なのではないですか」というお母さんの指摘こそ正鵠を得ています。

この「柔軟な対応ができなくなる」という言い訳が、文科省から国会での答弁、さらに各県議会での答弁、教育委員会や校長会の回答まで広がっています。しかし、「柔軟な対応」の本身はまったく

不明であり、突きつめていけば、狭い教室に閉じ込めたり、特別教室をつぶして転用したり、長期間のプレハブ校舎使用を余儀なくさせたり等々の、子どもと教職員に我慢を押しつけても許されるという意味での「柔軟な対応」です。

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の「平成28年度文部科学省への予算要望事項」の第1項目が、「特別支援学校設置基準の制定」となっていることに表れているように、設置基準策定を求める声は大きく広がってきています。さらにとりくみを広げ、権利としての障害児教育を発展させる運動として発展させていきたいと思っています。

土方 功（ひしかた いさお）

全日本教職員組合障害児教育部長